

大分県報

平成二十九年
号外（六四）
六月一日

（木曜日）

目次

告示

知事の職務を代理する副知事の順序の廃止……………一
保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

選挙管理委員会告示

公職選挙事務取扱規程の一部改正……………二
大分海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部改正……………二

訓令 甲

大分県副知事の担任事務に関する規程の廃止……………二

○告示

大分県告示第三百四十三号

知事の職務を代理する副知事の順序（平成二十六年大分県告示第四百二号）は、廃止する。

平成二十九年六月一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第三百四十四号

平成二十九伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成二十九年六月一日

大分県知事 広瀬勝貞

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

山国川地区 四八六・七二
西国川地区 四八三・七二
東国川地区 五六・四四
別府地区 一〇三・一五
大分川地区 一九六・五九
大野川地区 五〇三・〇二
北野川地区 二五六・三五
番部川地区 二二五・三九
北川地区 七八一・八九
日田川地区 六三〇・四八
玖珠川地区 六二三・七三
一、
七四五・八二

土砂流出防備保安林

山国川地区 一八一・一五
西国川地区 三九・六二
東国川地区 二七・七六
別府地区 六二・三六
大分川地区 三二・二四
大野川地区 一〇六・七二
大野川地区 一三三・五二
北野川地区 九二・五六
番部川地区 三三八・三五
北川地区 三三〇・〇九
日田川地区 一四二・一九
玖珠川地区 三二・七四

土砂崩壊防備保安林

大分川地区 〇・一八
番部川地区 〇・〇八
日田川地区 〇・〇八

防風保安林

別府地区 〇・一四

干害防備保安林

山国川地区 三・五六
西国川地区 三・五六
東国川地区 四・〇五
大野川地区 三・〇八
大野川地区 〇・九四
大野川地区 五・四八
番部川地区 一・〇六
日田川地区 二・八〇
玖珠川地区 一・八四
一、
六・九四

保健保安林

大分北部地区
大分南部地区

三五・四四
九二・六六

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙事務取扱規程(昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

第三十条中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

〔6〕 総覧期間

第十号様式中 (7) 異議決定期限 を (7) 確定年月日 に改める。

(8) 確定年月日

〔5〕 総覧期間

第十号様式の六中 (6) 異議決定期間 を (6) 確定年月日 に改める。

(7) 確定年月日

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

大分海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和四十三年大分県選挙管理委員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

第四条第一項中「第八十九条(選挙人名簿)第六項」を「第八十九条(選挙人名簿)第七項」に、「抹消する」を「抹消し」に、「抹消し」を「抹消」に、「抹消」を「抹消」に改める。

第五条第一項中「第八十九条(選挙人名簿)第七項」を「第八十九条(選挙人名簿)第八項」に、「はり」を「貼り」に改める。

第六条中「法第九十四条(公職選挙法の準用)第一項」を「法第八十九条(選挙人名簿)第五項、法第九十四条(公職選挙法の準用)第一項」に改め、「選法第二十三条(縦覧)第

二項、一を削り、「第八十九条(選挙人名簿)第六項」を「第八十九条(選挙人名簿)第七項」に改める。

第八条中「第八十九条(選挙人名簿)第五項」を「第八十九条(選挙人名簿)第六項」に改める。

第九条中「第八十九条(選挙人名簿)第八項」を「第八十九条(選挙人名簿)第九項」に改める。

第六号様式の注2中「第89条第6項」を「第89条第7項」に、「抹消した」を「抹消した」に改める。

第八号様式の注2中「第89条第8項」を「第89条第9項」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第二十九号

大分県副知事の担任意務に関する規程(平成二十六年大分県訓令甲第十七号)は、廃止する。

平成二十九年六月一日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。